

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号／達 第 55 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

B 編

船級検査

規則

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(19)として次の 1 号を加える。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(18)は省略)

(19) 係船索の技術仕様書 (C 編 1 編 14.4.4.4)

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)は省略)

(2) その他の手引書等

((a)から(w)は省略)

(x) 係船索の技術仕様書 (C 編 1 編 14.4.4.4)

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2024 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2027 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.4 工事の検査*

-1.(8)を次のように改める。

-1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(7)は省略)

- (8) 各種開口の閉鎖装置，各種遠隔操縦装置，操舵装置，揚錨装置，係船装置，非常曳航設備，乗降設備（**C 編 1 編 14.14** 又は **CS 編 21.9** に規定されるもの），脱出設備，消火設備，通風装置，諸管装置，水位検知警報装置（**D 編 13.8.5** ~~及び~~ **13.8.6** 及び **13.8.7** に規定されるもの），排水設備（**D 編 13.5.10** に規定されるもの）等の効力試験を行うとき。なお，規則 **R 編 7.4.1-1.**に掲げる機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の取付け後の効力試験については，附属書 **2.1.4**「**機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の効力試験の実施要領**」を標準とする。

((9)から(16)は省略)

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては，次に掲げる図面等のうち該当するものについて，完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については，本会が承認したもの（又はその写し）
((a)から(v)は省略)
- (2) その他の手引書等
((a)から(g)は省略)
- (h) 水位検知警報装置に関する手引書（**D 編 13.8.5-4.** ~~又は~~ **13.8.6-3.** 又は **13.8.7-5.**）
((i)から(w)は省略)
- (3) **2.1.7** に規定する完成図

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2024 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2028 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.5 水圧試験及び水密試験等*

(1)を次のように改める。

製造中登録検査における水圧試験、水密試験等は、次のとおりとする。

(1) 船体及び艀装関係

タンク及び水密区画の水密性及び構造の妥当性並びにその他の構造及び艀装の風雨密性を次の(a)及び(b)により確認しなければならない。

(a) SOLAS 条約適用船にあっては、SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則に定める試験。
ただし、主管庁が特別に認めた場合は、この限りではない。

(b) 次の ~~i)又はii)~~から iii)に定める試験

i) SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）にあっては、次の 1)及び 2)を満足する場合を除き、附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」1 章に定める試験

1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合

2) 前 1)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

ii) ~~SOLAS 条約非適用船及び~~次の 1)及び 2)を満足する SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）にあっては、附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」2 章に定める試験

1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合

2) 前 1)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

iii) SOLAS 条約非適用船にあっては、附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」3 章に定める試験

(2) 機関関係

機関の種類により、D 編に規定する水圧試験、漏れ試験又は気密試験を行わなければならない。

附属書 2.1.5 水密区画の試験方法

1 章 SOLAS 条約適用船

An1.3 試験の種類及び定義

An1.3.1 試験

-3.として次の 1 項を加える。

-1. 本附属書で規定される試験は、次の 2 種類である。

(1) 構造試験

タンク構造の構造上の妥当性を確認するための試験。水圧試験又は認められた場合、水圧空気圧試験とすることができる。

(2) 漏洩試験

境界のタイトネスを確認するための試験。特定の試験が示されない限り、水圧試験、水圧空気圧試験又は空気圧試験とする。表 An1.4-1 備考 3 に示す特定の境界について、射水試験は漏洩試験の一つとして認められる。

-2. 各試験の種類の定義は表 An1.3.1 のとおりである。

-3. 「オーバフローの上端」とは、タンクの過充填を防止するために設けるオーバフローシステムの最上部をいう。オーバフローシステムには、オーバフロー管に加え、空気管及び中間タンク等も含まれる。重力タンク（汚水貯留タンク、生活排水タンク又は同様なタンクであって、ポンプにより充填されないタンク）の場合にあっては、充填ラインの最高点をいう。

注：各計測装置は、オーバフローシステムとみなさない。ただし、液面警報装置を備える燃料油オーバフロータンクは除く。

タンクが過充填を防止する複数の手段を備えている場合、就航中に液体が上昇する可能性のある最高点に基づき、オーバフローシステムの最上部を決定しなければならない。

An1.4 試験方法

An1.4.2 構造試験の方法

-2.を-3.に改め、-2.として次の 1 項を加える。

-1. 試験の種類と時期

表 An1.4-1 又は表 An1.4-2 に規定される構造試験については、An1.4.4-1.による水圧試験が認められる。船台の強度、液体密度等、実行上の制約により水圧試験の実施が困難な場合、An1.4.4-2.による水圧空気圧試験を代替として認めることがある。

漏洩試験を進水前に行い、漏洩がなかった場合には、構造上の妥当性を確認するための水圧試験又は水圧空気圧試験は、海上で行うことができる。

-2. ガラス繊維強化プラスチック（GRP）又は繊維強化プラスチック（FRP）等の複合材料を用いて製造されたタンクについては、複合材料の製造者が推奨する代替のタンク試

験方法を認めることがある。

-23. 新造船又は大規模な改造が行われた船舶に対する試験については以下による。

- (1) 液体を入れることを目的としたタンクであって船舶の水密区画の一部を成すものは、水密性及び構造強度について表 An1.4-1 及び表 An1.4-2 に示す試験を行うこと。
- (2) タンク境界は少なくとも片側から試験を行うこと。構造試験を行うタンクは、すべての代表的な構造部材について、想定される引張及び圧縮状態に対して構造上の妥当性を確認できるよう選定すること。
- (3) タンク以外の区画の水密の境界は、漏洩試験及び検査により区画の境界の水密性を確認できれば、構造試験を省略して差し支えない。バラスト兼用倉、チェーンロッカ及び港内バラストの積載を計画する貨物倉のうち代表的な貨物倉については、構造試験は省略せず、前(1)及び(2)に従うこと。

An1.4.4 試験方法

-1.を次のように改める。

-1. 水圧試験

清水又は海水以外の液体の使用が認められた場合を除き、水圧試験は、清水又は海水のうち試験に適したものを、表 An1.4-1 又は表 An1.4-2 に規定する水頭まで満たすことにより実施する。An1.4.7 も参照すること。

海水よりも高い密度の貨物を積載するよう設計されたタンクが清水又は海水で試験される場合、試験圧力は、出来る限りそれらの貨物による実際の荷重状態を想定したものとすること。ただし、試験圧力はタンク頂部の最大設計圧力を超えてはならない。

試験区画のすべての外面について、ひずみ、膨らみ、座屈及びその他の損傷や漏洩がないことを確認すること。

表 An1.4-1 を次のように改める。

表 An1.4-1 タンク及び区画境界の試験要件

	試験対象	試験の種類	試験水頭又は試験圧力	備考
1	二重底タンク*4	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端*10 - タンク頂部の 2.4 m 上方*2 - 隔壁甲板まで	
2	二重底空所*5	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編で要求されるポンプ室の二重底及び燃料油タンク保護のための二重船殻部を含む。
3	二重船側タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端*10 - タンク頂部の 2.4 m 上方*2 - 隔壁甲板まで	
4	二重船側空所	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
5	本表に記載のない深水タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端*10 - タンク頂部の 2.4 m 上方*2	
6	貨物油タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端*10 - タンク頂部の 2.4 m 上方*2 - タンク頂部*2 + 圧力逃し弁の設定圧力 設計蒸気圧	
7	ばら積貨物船のバラスト兼用倉	漏洩試験及び構造試験*1	ハッチコーミングの上端	
8	船首尾タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端*10 - タンク頂部の 2.4 m 上方*2	船尾部は船尾管搭載後試験すること。
9	1. 機器を備える船首部区画	漏洩試験	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
	2. 船首倉空所	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
	3. 機器を備える船尾部区画	漏洩試験	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
	4. 船尾倉空所	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	船尾部は船尾管搭載後試験すること。
10	コファダム	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
11	1. 水密隔壁	漏洩試験*8	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照*7	
	2. 船楼端隔壁	漏洩試験	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
12	乾舷甲板及び隔壁甲板下の水密戸	漏洩試験*6, 7	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
13	複板舵	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
14	深水タンクでない軸路	漏洩試験*3	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	

表 An1.4-1 タンク及び区画境界の試験要件（続き）

	試験対象	試験の種類	試験水頭又は試験圧力	備考
15	外板	漏洩試験*3	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	第1欄から第10欄までに該当する箇所の外板はそれぞれ該当各欄による。
16	外板のドア	漏洩試験*3	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
17	風雨密ハッチカバー及び閉鎖装置	漏洩試験*3,7	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	倉口覆布及びバッテンにより閉鎖されるハッチカバーは除く。
18	兼用タンク及び乾貨物倉のハッチカバー	漏洩試験*3,7	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	第6項又は第7項の構造試験に追加して行うこと。
19	チェーンロッカ	漏洩試験及び構造試験*1	チェーンパイプ上端	
20	主機下に配置される潤滑油サンプタンク及びその他のタンク／区画	漏洩試験*9	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
21	バラストダクト	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - バラストポンプの最大圧力 - 設置されている圧力逃がし弁の設定圧力	
22	燃料油タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端*10 - タンク頂部の2.4 m 上方*2 - タンク頂部*2 + 圧力逃し弁の <u>設定圧力設計蒸気圧</u> - 隔壁甲板まで	
23	<u>燃料を搭載することを目的としない燃料油オーバフロータンク</u>	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - <u>オーバフローの上端*10</u> - <u>タンク頂部の2.4 m 上方*2</u> - <u>隔壁甲板まで</u>	

*1： An1.4.2-23.を参照すること。

*2： タンク頂部とはハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

*3： 射水試験も、漏洩試験の方法として考慮することができる。An1.3.1-2.を参照すること。

*4： C 編 1 編 2.4.1.1-3.の規定にいう水密区画を含む。

*5： 二重底ダクトキール及び C 編 1 編 2.4.1.1-3.の規定により配置される液体を積載しない区画を含む。また、**海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 1.2.3** 及び同 **3.2.5** の規定によりそれぞれ配置される燃料油タンク保護及びポンプ室保護のための区画を含む。

*6： 水密戸の水密性がプロトタイプの試験で確認されていない場合、水密区画に水を漲水した試験を実施すること。C 編 1 編 2.2.2.3-1.を参照すること。

*7： 射水試験の代替として、An1.4.4-7.から-9.に記載される他の試験方法により、それらの試験方法の妥当性を確認した上で試験を実施して差し支えない。水密隔壁（11.1 欄）については、射水試験の実施が困難な場合に限り、代替試験を実施することができる。

*8： 港内バラストの積載を計画する貨物倉については、An1.4.2-23.に従い代表的な貨物倉について漏洩及び構造試験を行うこと。当該貨物倉の試験水頭はローディングマニュアルに記載されている港内での最大のバラスト積載状態とすること。

*9： 潤滑油サンプタンク及び主機下に配置されるその他の同様な区画が液体を入れることを目的とし、かつ、船舶の損傷時復原性要件を満足するために要求される水密区画の一部を成す場合は、「5. 本表に記載のない深水タンク」の要件により試験を行うこと。

*10： An1.3.1-3.を参照すること。

*11： 船体各部に付く管系の試験については、規則 D 編 12.6、13.17 及び 14.6 の規定による。

表 An1.4-2 を次のように改める。

表 An1.4-2 特殊船舶／タンクの追加試験要件

	船舶/タンクの種類	試験対象	試験の種類	試験水頭又は水圧	備考
1	液化ガスばら積船	一体型タンク	漏洩試験及び構造試験	規則 N 編による	
		メンブレンタンク又はセミメンブレンタンクの支持構造	規則 N 編による	規則 N 編による	
		独立型タンクタイプ A	規則 N 編による	規則 N 編による	
		独立型タンクタイプ B	規則 N 編による	規則 N 編による	
		独立型タンクタイプ C	規則 N 編による	規則 N 編による	
2	食用液体タンク	独立タンク	漏洩試験及び構造試験 ^{*1}	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 ^{*5} - タンク頂部の 0.9 m 上方 ^{*2}	
3	危険化学品ばら積船	一体型貨物タンク又は独立型貨物タンク	漏洩試験及び構造試験 ^{*1,4}	次のうち大なる方 - タンク頂部の 2.4 m 上方 ^{*2,*3} - タンク頂部 ^{*2} + 圧力逃し弁 の設定圧力設計蒸気圧	比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、 追加の水頭を考慮 <u>An1.4.4.-1 を参照すること。</u> ^{*3}

*1 : ~~An1.4.2-23~~を参照のこと。

*2 : タンク頂部とはハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

*3 : 重力式タンクであって、比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、タンクの頂部上、次の算式に示す高さまでの水頭の水圧試験を行うこと。ただし、 L が 150 m を超える場合、又は H が L に比して著しく大きい場合には、別途考慮する。

$$\frac{H}{2}(\gamma - 1) + 2.4 \quad (m)$$

H : 当該タンクの隔壁板の下縁から、タンクの頂板上面までの高さ (m)

γ : 当該タンクに積載する貨物の比重

*4 : 圧力式タンクにおいては、タンク的设计圧力を基準圧力として、規則 N 編 4.23.6 の規定を準用する。

*5 : An1.3.1-3を参照すること。

2章の表題を次のように改める。

2章 ~~SOLAS 条約適用船（1章適用船）以外の SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は同等性が主管庁に承認された船舶~~

An2.1 一般

An2.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-1. 本附属書に定める試験方法は、タンク及び水密区画の水密性並びに船舶の水密区画を構成するタンクの構造上の妥当性を確認するためのものである。本試験方法は構造及び艤装の風雨密性を確認するために対しても適用することがある。新造船及び大規模な改造又は修理が行われた船舶のすべてのタンク及び水密区画のタイトネスは、本船の引渡し前に本試験方法により確認すること。ここで、大規模な修理とは、当該箇所のタイトネスに影響を及ぼす修理をいう。

-2. ~~SOLAS 条約非適用船及び~~次の(1)及び(2)を満足する SOLAS 条約適用船（鋼船規則 CSR-B&T 編適用船を含む）の水密区画の試験方法は 2 章による。

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合
- (2) 前(1)の免除／同等性が主管庁に承認された場合

An2.2 適用

An2.2.1 を次のように改める。

An2.2.1 適用

-1. 試験方法については、本附属書 1 章の要件に従うこと。ただし、~~An1.4.2-23 及び表 An1.4-1~~の適用において、次の-2.から-67.によることとして差し支えない。

-2. タンク境界は少なくとも片側から試験を行うこと。構造試験を行うタンクは、すべての代表的な構造部材について、想定される引張及び圧縮状態に対して構造上の妥当性を確認できるよう選定すること。

-3. 構造試験は類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局所的な違いのみを持つ類似の構造配置）を持つタンクグループから少なくとも 1 つのタンクについて行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離された貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、構造試験の代替として空気圧試験により漏洩試験を行うことは認められない。

-4. 最初のタンクの構造試験の後、検査員が必要と判断した場合には追加のタンクの構造試験を要求する場合がある。

-5. 容積が 2 m³ 未満のタンクについては、構造試験を漏洩試験に置き換えることができ

る。

~~56.~~ タンク及び区画の構造上の妥当性が **1 章、表 An1.4.1** 又は前-3.による構造試験により確認された場合、同型シリーズ船（同一の造船所で同一図面により建造された姉妹船）の後船については、以下により、タンク及び区画の構造試験は省略して差し支えない。

- (1) 漏洩試験及び詳細な検査により、すべてのタンク及び区画の境界の水密性を確認すること。
- (2) ~~姉妹同型船~~ ごとにすべてのタンク及び区画にわたって、~~類似の構造を持つタンク各グループから少なくとも 1 つのタンク及び区画の構造試験を行うこと。~~
- (3) 最初のタンク及び区画の構造試験後に必要性が認められた場合又は立会検査員が必要と判断した場合には追加のタンク及び区画について構造試験を要求することがある。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離された貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、~~前(2)に代わり前-3.を適用する類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局所的な違いのみを持つ類似の構造配置）を持つタンクグループから少なくとも 1 つのタンクについて構造試験を行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。~~

~~67.~~ 前船の引渡しから 2 年以上後に起工される~~姉妹同型船~~にあつては、本会が適当と認めた場合、以下を条件として前-56.を適用して差し支えない。

- (1) 一般的な技量が保たれていること（すなわち、当該造船所において、建造の中断又は建造手順もしくは建造技術の大きな変更がなく、作業員が適切な資格を有し、本会が定めた適切な技量を示せること）
- (2) 非破壊検査を構造試験が行われないタンクに適用すること。新造船建造時における船体構造の品質基準は、キックオフミーティングにて合意されること。~~建造は IACS 勧告 No.47、JSQS 又は建造開始前に本会によって認められた建造基準に従って実施されなければならない。作業は本会の規則及び検査のもとで実施されなければならない。~~

3 章として次の 1 章を加える。

3 章 SOLAS 条約非適用船舶

An3.1 一般

An3.1.1 一般

-1. 本附属書に定める試験方法は、タンク及び水密区画の水密性並びに船舶の水密区画を構成するタンクの構造上の妥当性を確認するためのものである。本試験方法は構造及び艀装の風雨密性を確認するために対しても適用することがある。新造船及び大規模な改造又は修理が行われた船舶のすべてのタンク及び水密区画のタイトネスは、本船の引渡し前に本試験方法により確認すること。ここで、大規模な修理とは、当該箇所のタイトネスに影響を及ぼす修理をいう。

-2. SOLAS 条約非適用船の水密区画の試験方法は 3 章による。

An3.2 適用

An3.2.1 適用

-1. 試験方法については、本附属書 1 章の要件に従うこと。ただし、An1.4.2-3.の適用において、次の-2.から-8.によることとして差し支えない。

-2. タンク境界は少なくとも片側から試験を行うこと。構造試験を行うタンクは、すべての代表的な構造部材について、想定される引張及び圧縮状態に対して構造上の妥当性を確認できるよう選定すること。

-3. 表 An1.4-1 に規定する「タンク頂部の 2.4 m 上方」に代えて、「タンク頂部から $0.3D + 0.76 \text{ m}$ (D : 船の深さ (m)) 上方、ただし 2.4 m を超える場合は 2.4 m とする」として差し支えない。ここで、タンク頂部は、ハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

-4. 構造試験は類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局所的な違いのみを持つ類似の構造配置）を持つタンクグループから少なくとも 1 つのタンクについて行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離された貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、構造試験の代替として空気圧試験により漏洩試験を行うことは認められない。

-5. 最初のタンクの構造試験の後、検査員が必要と判断した場合には追加のタンクの構造試験を要求する場合がある。

-6. 容積が 2 m^3 未満のタンクについては、構造試験を漏洩試験に置き換えることができる。

-7. タンク及び区画の構造上の妥当性が 1 章又は前-4.による構造試験により確認された場合、同型シリーズ船（同一の造船所で同一図面により建造された姉妹船）の後船については、以下により、タンク及び区画の構造試験は省略して差し支えない。

(1) 漏洩試験及び詳細な検査により、すべてのタンク及び区画の境界の水密性を確認すること。

(2) 同型船ごとにすべてのタンク及び区画にわたって、少なくとも 1 つのタンクの構造

試験を行うこと。

- (3) 最初のタンク及び区画の構造試験後に必要性が認められた場合又は立会検査員が必要と判断した場合には追加のタンク及び区画について構造試験を要求することがある。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離された貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局所的な違いのみを持つ類似の構造配置）を持つタンクグループから少なくとも1つのタンクについて構造試験を行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。

-8. 前船の引渡しから2年以上後に起工される同型船にあつては、本会が適当と認めた場合、以下を条件として前-7.を適用して差し支えない。

- (1) 一般的な技量が保たれていること（すなわち、当該造船所において、建造の中断又は建造手順もしくは建造技術の大きな変更がなく、作業員が適切な資格を有し、本会が定めた適切な技量を示せること）
- (2) 非破壊検査を構造試験が行われないタンクに適用すること。新造船建造時における船体構造の品質基準は、キックオフミーティングにて合意されること。作業は本会の規則及び検査のもとで実施されなければならない。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2024年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

（(1)は省略）

(2) その他の手引書等

（(a)から(w)は省略）

(x) 係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.1 書類及び図書の確認*

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	(1) C 編 1 編 3.8.1.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
2 復原性資料	(1) 本船上に保管されていることを確認する。
3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	(1) C 編 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。
4 火災制御図	(1) 掲示され、適正に格納されていることを確認する。
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	(1) C 編 1 編 14.10 及び CS 編 21 章により備え付けが要求される船舶について； (2) マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 (3) 銘板：掲示されていることを確認する。
6 貨物固縛マニュアル	(1) 本船上に保管されていることを確認する。
7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	(1) R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。
8 曳航及び係留設備配置図	(1) C 編 1 編 14.4 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
9 点検設備に関する手引書	(1) C 編 1 編 14.16.3.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。
10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の検査に関する書類	(1) 本船上に保管されていることを確認する。
11 塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル	(1) C 編 1 編 3.3.5.3 , CS 編 22.4.2 , CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。 (2) C 編 1 編 3.3.5.4 又は CS 編 22.4.3 により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。
12 騒音計測記録書	(1) 本船上に保管されていることを確認する。
13 極海域運航手順書	(1) I 編 2.3.1 により備え付けが要求される船舶について、本船上に保管されていることを確認する。
14 構造的に重要な場所を示す図面、建造中管理計画書及び検査記録	(1) 船級符号に“ HCM ”又は“ HCM-GBS ”の付記を有する船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
15 水密性電線貫通部記録書	(1) 本船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。
16 係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書	(1) 本船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。

附 則（改正その４）

1. この規則は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

1 章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語*

(11)及び(12)を次のように改める。

- (11) 「油タンカー」とは、船体構造の一部を構成する一体型貨物タンクによる油のばら積み運送のために建造又は改造した貨物船をいい、鉱石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉱石兼油タンカー及びばら積みの油を貨物又は貨物の一部として積載している場合における危険化学品ばら積船を含む。ただし、アスファルトタンカーのような船体構造の一部を構成しない独立型貨物タンクによる油のばら積み運送のために建造又は改造した船舶を除く。
- (12) 「ダブルハル油タンカー」とは、油タンカーのうち、貨物エリアの全長にわたって、船体構造の一部を構成する一体型貨物タンクを保護するための二重底及び二重船側構造を有する油タンカーをいい、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.4 の規定に適合していない現存二重船殻構造油タンカーを含む。

3 章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.4 区画及びタンクの内部検査*

表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
(省略)	
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。
2 バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超える船舶について，前回の定期検査又は中間検査の検査結果から，年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	(1) 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶の任意に選定された 2 個の貨物倉について行う。 (2) 建造後 15 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。
4 <u>二重船側構造における空所</u>	(1) <u>建造後 20 年を超える船の長さが 150 m 以上のばら積貨物船について，前回の定期検査又は中間検査の結果から，年次毎の内部検査が要求されている空所について行う。</u>
(省略)	

3.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B3.6 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
(省略)	
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する, 建造後 5 年を超える二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果, 広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際, 著しい腐食が認められた場合には, 5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.4 又は表 B3.5 に規定する, 二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する内部検査又は精密検査の結果, 検査員が必要と認めた場合に行う。その際, 著しい腐食が認められた場合は, 5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	(1) 表 B3.4 に規定する, 建造後 5 年を超える二重船側構造ばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果, 広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際, 著しい腐食が認められた場合には, 5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 二重船側構造における空所	(1) 表 B3.4 に規定する, 建造後 20 年を超える船の長さが 150 m 以上の二重船側構造ばら積貨物船の二重船側構造における空所に対する内部検査の結果, 広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際, 著しい腐食が認められた場合には, 5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 倉口蓋及び倉口縁材	(1) 表 B3.5 に規定する, 二重船側構造ばら積貨物船に対する精密検査の結果, 検査員が必要と認めた場合に行う。その際, 著しい腐食が認められた場合は, 5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
(省略)	

4 章 中間検査

4.2 船体、艤装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.4 区画及びタンクの内部検査*

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
(省略)	
ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	(1) 全般について行う。
2 バラストタンク	(1) 建造後 5 年を超え 10 年以下のばら積貨物船では、代表的なバラストタンク及びバラスト兼貨物倉について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 (2) 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 (3) 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	(1) 建造後 5 年を超えるばら積貨物船について、すべての貨物倉について行う。
(省略)	

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.4 区画及びタンク等の内部検査*

-4.を-5.に改め、-4.として次の1項を加える。

-1. 定期検査では、次の**(1)**から**(7)**に特に注意して、当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艙装品の現状を詳細に検査する。

- (1) 原木、塩、石炭、硫化鉱等の鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉の構造、配管、倉口蓋等の腐食の進み易い部分
- (2) ボイラの下部や加熱等により高温に曝される部材等の腐食の進み易い部分
- (3) 倉口等の甲板開口のすみ部の甲板、丸窓の部分の外板等の構造の不連続部
- (4) 塗装又は防食措置が施されているタンクにあっては、塗装又は防食措置の状態
- (5) 各測深管の下部で、測深棒の衝撃を受ける箇所に取り付けられた鋼板の状態
- (6) セメント、被覆材の施された部分では、その付着状態
- (7) 類似船又は類似構造に損傷の発生した部分

-2. 定期検査では、**-1.**に留意して、**表 B5.1**に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.2**に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であつて、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。

-4. ばら積貨物船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.3**に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。

~~-45.~~ 第3回定期検査及びそれ以降の定期検査では、**-1.**から**-3.**によるほか、船殻構造と一体となる強制浸水ダクト及び通風トランクについて内部検査を行う。

表 B5.3 として次の表を加える。

表 B5.3 ばら積貨物船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件		
1 すべての定期検査	-1. バラストタンク	(1) 次の(a)又は(b)に該当するバラストタンク（二重底タンクを除く）は内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件		
1 すべての定期検査	-1. バラストタンク	(1) 次の(a)又は(b)に該当するバラストタンク（二重底タンクを除く）は内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク
	-2. 二重船側構造における空所	(1) 建造後 20 年を超える長さが 150 m 以上のばら積貨物船の二重船側構造の貨物倉に隣接する空所のうち、次の(a)又は(b)に該当する空所は内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていない空所 (b) 建造当時より塗装が省略されている空所

5.2.7 圧力試験*

-3.を次のように改める。

-3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に表 B5.23-1 に掲げるタンクの圧力試験を行う。なお、貨物タンクの圧力試験については、船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに圧力試験が行われ、次の(1)及び(56)を満たす場合且つ検査員が差し支えないと認めるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに圧力試験を行う場合の指針を附属書 5.2.7「船長の指示のもとに実施する貨物タンク境界の圧力試験のための指針」に示す。また、ダブルハル油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）にあつては、水密区画であつて液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。

- (1) 圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書（漲水するタンク及びその漲水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む）が、本会の確認を受けている。
- (2) 内部検査又は精密検査の前に圧力試験を実施する。
- (3) 圧力試験を実施する時期が、定期検査の期間内であつて、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前 3 ヶ月以内である。
- ~~(24) 圧力試験が問題なく実施され、タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がない。~~
- ~~(3) 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であつて、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前 3 ヶ月以内である。~~

- (45) 試験結果をログブックに記録する。
- (56) 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認する。

附 則（改正その 5）

1. この規則は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に開始された検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(7)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

((1)は省略)

(2) 機関関係

((a)から(n)は省略)

(o) コンピュータシステム

X 編 2.1.1(1)に規定されているもの

((3)から(7)は省略)

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(7)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 次に掲げる機関関係図面及びその他の書類

((a)から(g)は省略)

(h) コンピュータシステム

X 編 2.1.1(2)に規定されているもの

((8)から(18)は省略)

2.1.4 工事の検査*

-2.(2)を次のように改める。

-2. 機関関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)は省略)

(2) 主要機関部品

(a) 機関の種類により、D 編及び H 編及び X 編に定められた試験を行うとき。

((b)から(e)は省略)
((3)から(6)は省略)

3 章 年次検査

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
(省略)	
16 ソフトウェア及びハードウェアの変更管理 手順書及び関連する変更記録	(1) <u>X 編 3.6.12-1.</u> により変更管理手順書が本船上に保管されている ことを確認する。 (2) <u>X 編 3.6.11 及び 3.6.12-1.</u> により変更記録が適切に行われている ことを確認する。

附 則（改正その 6）

1. この規則は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 達 第 55 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-3.(5)を削除する。

-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

(1)から(4)は省略)

(5) ~~単船倉貨物船の水位検知警報装置~~

~~2007 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、1998 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあったものについては乾舷用長さ (L_p) が 100 m 未満のもの、又は 1998 年 7 月 1 日以降建造開始段階にあったものについては乾舷用長さ (L_p) が 80 m 未満のもので、かつ、乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが、1 以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないものについては、規則 D 編 13.8.6 に規定する水位検知警報装置が備えられていることを、2007 年 1 月 1 日より後の最初の間接検査又は定期検査であっていずれか早い方の時期までに、検査により確認を受ける。ただし、2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船、2006 年 7 月 1 日以降建造開始段階にある規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船、規則 D 編 13.8.5 の規定を満足する船舶及び貨物倉全長の両舷船側に、内底板から乾舷甲板に達する水密区画であって船側外板の法線方向における幅が 760 mm 以上のものを備える船舶については、水位検知警報装置を備える必要はない。~~ (削除)

B3 年次検査

B3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.3 効力試験

-6.を次のように改める。

-6. 規則 B 編表 B3.3 第 9 項にいう水位検知警報装置(規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6, ~~並びに B1.1.3 9.(5)~~及び規則 D 編 13.8.7 参照)の検査は, 次の船舶に設置される装置に適用する。

- (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって, 乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが, 1 以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないもののうち, 次のもの
 - (a) 1998 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあったものについては, 乾舷用長さ (L_f) が 100 m 未満のもの
 - (b) 1998 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあったものについては, 乾舷用長さ (L_f) が 80 m 未満のもの
- (2) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で, 次のもの
 - (a) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船
 - (b) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.1.2(1)に定義するばら積貨物船
- (3) 規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船及びタンカー以外の貨物船であって, 複数の船倉を有するもののうち, 次のいずれかに該当するもの。
 - (a) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われるもの
 - (b) 建造契約がない場合には, 2024 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあるもの
 - (c) 2028 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われるもの

附 則 (改正その 1)

1. この達は, 2024 年 1 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には, 2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2028 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-3.(23)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(22)は省略)

(23) 低引火点燃料船

(a) 次の **i)**又は **ii)**に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

i) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶

ii) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

(b) 次の **i)**又は **ii)**に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則検査要領 GF11.3.1-1. 及び-2., GF12.5.2-2.並びに GF15.10.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

i) 2019 年 7 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶

ii) 2019 年 7 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2019 年 7 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

(c) 次の **i)**又は **ii)**に該当する船舶にあつては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、鋼船規則 GF 編 11.8.1, 鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

i) 2024 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶

ii) 2024 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、2024 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

((24)から(26)は省略)

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-11.として次の1項を加える。

-11. 規則 B 編 2.1.6-1.(2)(x)にいう係船索を含む係留設備の点検及び保守のための管理計画書は、MSC.1/Circ.1620 に基づき作成され、次の(1)から(6)の内容を含めること。

- (1) 係船作業の手順並びに係留索を含む係留設備の点検及び保守の手順
- (2) 係船索、テールロープ及び関連する係留設備の識別及び管理のための手順
- (3) 係留索の交換に関する製造業者の基準
- (4) 建造時の設計コンセプト、機器、配置及び仕様の記録。なお、2007 年 1 月 1 日より前に起工された船舶であって、適当な記録の文書が無い場合については、次の(a)及び(b)により、船舶設計最小切断荷重 (MBL_{sd}) を設定することが望ましい。
 - (a) 船上に搭載された係留設備の安全使用荷重 (SWL) に基づいて係留のための船舶設計最小切断荷重 (MBL_{sd}) を設定すること。
 - (b) 安全使用荷重 (SWL) の情報が無い場合には、C 編 1 編 14 章 14.4.3 に基づき係留設備及び船体支持構造の強度を確認し、それらの能力に基づき係留のための船舶設計最小切断荷重 (MBL_{sd}) を設定すること。
- (5) 係船索、連結用シャックル及び合成繊維テールロープの製造者試験証明書
- (6) 係留設備の点検及び保守、並びに係船索の点検及び交換の記録

附 則（改正その 2）

1. この達は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.4 機関状態監視保全検査（CBM）

-5.(2)を次のように改める。

-5. 機関状態監視保全検査の承認

機関状態監視保全検査の承認の基準は次のとおりとする。

((1)は省略)

(2) 状態監視システム

状態監視システムは、次の(a)から(h)の要件を満足すること。状態監視システムを変更する場合には本会の承認を得ること。

((a)は省略)

(b) コンピュータのハードウェア及びソフトウェアは **B9.1.3-4.(5)(a)から(e)及び並びに鋼船規則 D 編附属書 18.1.1X 編 1, 2 及び 3 章**の規定に適合したものであること。

((c)から(h)は省略)

((3)から(7)は省略)

附 則（改正その3）

1. この達は、2024年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。